

芽室町立特別養護老人ホーム施設サービス利用契約書

(以下「契約者」という。)と芽室町(以下「事業者」という。)は、契約者が芽室町立特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)において、事業者から提供される介護福祉施設サービスを受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第3条及び第4条に規定する介護福祉施設サービス(以下「施設サービス計画」という。)を提供します。

(施設サービス計画の決定・変更)

第2条 事業者は、介護支援専門員に第1条に規定する施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及び家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

3 事業者は、要介護認定有効期間内に1回若しくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合は、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第3条 事業者は、介護保険給付サービスとして、老人ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、日常生活の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第4条 事業者は前条第1項に規定するサービスのほか、次のサービスを契約者との合意に基づき、次のサービスを提供するものとします。

- (1) 食事の提供
- (2) 居住の提供
- (3) 特別な食事の提供
- (4) 洗濯、掃除等
- (5) 契約者に対する理美容サービス
- (6) 日常生活用品の購入
- (7) 行政機関の手続きの代行
- (8) 貴重品の管理
- (9) 教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

2 前項のほか事業者は、()のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

3 前2項に定めるサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

4 事業者は第1項及び第2項に規定する各種サービスの提供について、必要に応じて契約者及び家族等に対し、わかりやすく説明するものとします。

(サービス利用料金の支払い)

第5条 契約者は、要介護に応じて第3条に規定するサービスを受け、要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分：通常はサービス利用料金の1割)を事業者に支払うものとします。ただし、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻(償還払い)されます。)。

2 前項のほか、契約者は、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活上必要となる諸費実費(おむつ代を除く。)を事業者を支払うものとします。

3 前2項に規定するサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

4 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(連帯保証人)

第6条 本契約の契約者には、2人以上の連帯保証人を付けるものとし、連帯保証人は、契約者が支払う利用料金等について、連帯してその責めを負うものとします。

2 連帯保証人は、本契約に所得証明及び印鑑証明を添付するものとします。

(利用料金の変更)

第7条 第5条第1項に規定するサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

2 第5条第2項に規定するサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をし、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者は、前項の規定するサービス利用料金の変更に同意することができない場合は、本契約を解約することができます。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第8条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供に当たって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合は、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認のうえサービスを実施するものとします。

3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

4 事業者及びサービス従事者は、契約者若しくは他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

5 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。

6 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させるものとします。

(守秘義務)

第9条 事業者及びサービス従事者は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏えいしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(損害賠償責任)

第10条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者に過失が認められる場合は、契約者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第11条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。特に次の各号に該当するときは、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

(2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

(3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合

(4) 契約者が、事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第12条 事業者は、契約の有効期間中、震災・風水害・火災・これらに類する災害によりサービスの実施ができなくなった場合は、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1か月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第5条第4項の規定を準用します。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第13条 契約者は、次の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

(1) 契約者が死亡した場合

- (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- (3) 老人ホームへの入居契約が終了した場合
- (4) 施設の滅失や重大な損傷により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第14条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合は、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

2 契約者は、第7条第3項の場合及び契約者が入院した場合は、本契約を即時に解約することができます。

(契約者からの契約解除)

第15条 契約者は、事業者若しくはサービス従事者が次の事項に該当する場合は、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- (2) 事業者若しくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第16条 事業者は、契約者が次の事項に該当する行為を行った場合は、本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者による、第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第17条 第13条第1項により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。その際、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については、第5条第4項を準用します。

(苦情処理)

第18条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を

受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第19条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書4通を作成し、契約者と事業者及び連帯保証人がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者	住所	河西郡芽室町東2条2丁目14番地
	事業者名	芽室町
	代表者氏名	芽室町長 宮西義憲

契約者	住所
	氏名

連帯保証人	住所
	氏名

連帯保証人	住所
	氏名